

J P X総研指数の停止及び移行に係る方針書

xxxx 年 xx 月 xx 日
株式会社 J P X総研

(目的)

第1条 J P X総研指数の停止及び移行に係る方針書（以下「本書」という。）は、株式会社 J P X総研（以下「J P X総研」という。）が算出する株式会社東京証券取引所が開設する市場に上場する株券、REIT 又はインフラファンド等の価格に基づいて計算される株価指数（以下「東証指数」という。）並びに株式会社大阪取引所が開設する市場における先物取引等の価格若しくは株式会社東京商品取引所が開設する市場における先物取引等の価格又はその両方に基づいて計算される指数（以下「OSE・TOCOM 指数」といい、東証指数及び OSE・TOCOM 指数を総称して「J P X総研指数」という。）について、算出及び公表を停止する際に公正かつ適切な対応を行うための方針を定めることを目的とする。

(一時的な公表停止)

第2条 J P X総研は、J P X総研指数の算出において、数値の誤謬、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その公表を停止することができる。算出の一時的な公表停止を J P X総研の日次の指数運営に関する会議（以下「指数運営会議」という。）において決定した場合は、その旨を速やかに株式会社日本取引所グループのウェブサイト（以下「JPX ウェブサイト」という。）にて公表する。

(恒久的な公表停止の検討)

第3条 J P X総研は、次に掲げるいずれかの場合、恒久的な公表停止を検討する。

- (1) 指数の設計を大幅に変更することに伴い、新たな代替指数を算出及び公表する場合
- (2) 指数の利用に関するライセンス契約を締結している者（以下「指数利用者」という。）が存在しない等の指数に対するニーズが顕著に低下したと考えられる場合
- (3) 市場における構造的な変更により、指数が算出当初の目的を果たさなくなったと認められ、かつ算出方法の変更による解決が期待されない場合

(恒久的な公表停止の手続き)

第4条 J P X総研は、前条に基づき指数の恒久的な公表停止をする場合には、指数運営会議において公表停止による指数利用者への影響について考慮をしたうえで、社内規定に基づく決裁を経て公表停止を実施する。

- 2 前項の検討に際して、指数利用者が存在する場合には、「J P X総研指数算出に係る方針書」第9条の規定に基づき、指数コンサルテーションを実施し、指数利用者の意見

を聴取する。

- 3 JPX総研は、本条により指数の恒久的な公表停止を行う場合は、その実施の1か月以上前に公表停止等の時期及び根拠をJPXウェブサイトにて公表する。

(新たな代替指数への移行)

第5条 新たな代替指数へ移行する場合、旧指数との差の影響（連動する金融商品の有無等）を踏まえ、必要とされる一定の期間について、代替指数の算出及び公表と並行して旧指数の算出及び公表の継続を検討する。

(本書の変更等)

第6条 本書は社内規定に基づく決裁を経たうえで、予告なしに変更されることがある。

変更履歴

公表日	変更内容
2017/3/31	・初版
2020/4/1	・指数コンサルテーションの設置に伴い、第4条を修正。
2020/6/1	・一時的な公表停止に係るプロセスの変更に伴い、第2条を修正。
2022/4/4	・J P X総研への業務移管に伴う修正(2022年4月1日から遡及して適用)。
xxxx/xx/xx	・本書の名称を変更。 ・本書の対象として OSE・TOCOM 指数を追加。